

「衆樂」とその変奏

— 北宋中期における地方官の遊樂をめぐる —

湯 浅 陽 子

【要旨】

北宋中期の歐陽脩らの世代から蘇軾らの世代にかけての地方官の遊樂をめぐる志向の変化の様相について、おもに記を題材として検討する。

慶曆の新政の破綻から至和年間くらいまでの間、「朋黨」として批判を受け地方に左遷されていた人々が制作した官舎庭園や遊樂を記念する記においては、公人の樂のあり方、特に人民との共有というテーマが繰り返し取り上げられ、さらにこのテーマが『孟子』や『禮記』といった経書を踏まえた正当なものであることが強調されており、そこには彼等の士大夫としての自負の強さを見ることが出来る。また、知定州期の韓琦は、特定の時節に人民に公開するための庭園として「康樂園」を整備しつつ、同時に自分の休息あるいは修養のための場所をも区別して整備している。

仁宗嘉祐年間には、歐陽脩らよりもひと世代下の人々の間の「衆樂」をめぐる思考に新たな展開が発生し、孫覺「衆樂亭記」・曾鞏「清心亭記」は、長官という立場にいるひとりの人物の内面の安定を希求し、君子の修養を国家を治めるための手段として位置づけているが、人民との「樂」の共有については言及していない。このような発想は、蘇軾が嘉祐八年の「凌虚臺記」以降、熙寧から元豐年間にかけて多くの記のなかで繰り返し強調する、地方長官の閑居における、外物に煩わされることのない精神的修養の重視に近いものであり、その先駆けとなるものと考えることが出来る。

哲宗熙寧四年に洛陽で引退者となった司馬光は、当地に獨樂園を整備し、自ら「獨樂園記」を制作したが、その記述は、この「獨樂」もまた『孟子』梁惠王下を典拠とし、かつこれ以前に書かれてきた「衆樂」に関する多くの

文章を意識したものであることを示している。すでに退職者となった司馬光には、任地の官舎に附属する庭園ではない自己の退休の地の庭園であるからこそ、「衆樂」と対比される「獨樂」をその名とすることが可能だったのだろう。しかし「獨樂」は、「衆樂」と対比され、より劣るものとして控えめに提示されており、ここでも知識人のあるべき樂としての「衆樂」の持つ規範性は依然として強く意識されている。また、蘇軾がこれに寄せた「司馬君實獨樂園」詩で、司馬光の「獨樂」を、才能と徳とを内に秘めて韜晦するものだと説明し、司馬光が引退者として個人的な閑居に引きこもろうとする態度を批判するのも、「衆樂」を意識することによるものだろう。

慶曆の新政の失敗による関係者の左遷のなかで強調された地方官の理想の遊樂としての「衆樂」は、当初は為政者としての自負や理想と強く結びついたものであったが、その後彼等の流れを汲む保守派の官僚たちによって継承されていくなかで次第に変容し、より自由度を高め、個人的な、精神的なものの希求へと変化していったと考えられる。

北宋中期以降の詩文をめぐる思潮の変化の大まかな素描としては、仁宗・英宗期に歐陽脩（一〇〇七—一〇七二）らを中心とする人々が、中期の影響を強く受けて新たな展開を現出させた後、神宗・哲宗期を活動の中心とする蘇軾（一〇三六—一一〇一）らがこれを継承しつつ変化させ、さらにそれが黃庭堅（一一〇四—一一〇五）らの世代に繋がって

いくという過程を考えることができるだろう。しかしその過程は、ただ真っ直ぐなだけならつながっていくのではなく、その中には幾つかの曲折点が存在しているのではないだろうか。ここではこの曲折点のひとつと思われる、歐陽脩らの世代から蘇軾らの世代への間の状況を、特に地方官の遊楽や閑居をめぐる思考の継承と変容の様相について、おもに記を題材として考えてみたい。知滁州期の歐陽脩、また知密州期から黄州流謫期にかけての蘇軾の閑居をめぐる思考についてはすでに個別に考察したが、本稿ではこれらを含み、かつ彼等の周辺の人物の場合も含んだ全体の流れについて検討してみたい。

一 主題としての「衆樂」

仁宗慶曆六年（一〇四六）に、知滁州（現安徽省滁県）に左遷されていた歐陽脩が制作した「醉翁亭記」（居士集卷三十九 四部叢刊本）は、滁州琅琊山の醉翁亭で行われる遊楽の様子を描き、その末尾部分で次のように述べている。

已而夕陽在山、人影散亂、太守歸而賓客從也。樹林陰翳、鳴聲上下、遊人去而禽鳥樂也。然而禽鳥知山林之樂、而不知人之樂、人知從太守遊而樂、不知太守之樂其樂也。醉能同其樂、醒能述以文者、太守也。太守謂誰、廬陵歐陽脩也。

已にして夕陽山に在り、人影散亂し、太守歸りて賓客從ふなり。樹林陰翳し、鳴聲上下し、遊人去りて禽鳥樂しむなり。然るに禽鳥は山林の樂を知るも、人の樂を知らず、人は太守の遊に従ひて樂しむを知るも、太守の其の樂を樂しむを知らざるなり。醉ひては能く其の樂を同じくし、醒めては能く述ぶるに文を以てするは、太守なり。

太守とは誰をか謂ふ、廬陵の歐陽脩なり。

ここでは、この遊楽が醉中の太守と当地の人々との間で共有されるものであることを述べているのだが、類似の表現は、同じ年に歐陽脩が滁州豊山溪谷の泉水を愛でるために設けた豊樂亭に寄せた「豊樂亭記」（居士集卷三十九 同）にも見ることができ、ここでも歐陽脩は、「與滁人往遊其間。」（滁人と與に往きて其の間に遊ぶ。）と述べ、さらに末尾部分では豊樂亭での遊びについて次のように記している。

脩之來此、樂其地僻而事簡、又愛其俗之安閑。既得斯泉于山谷之間、乃日與滁人仰而望山、俯而聽泉。掇幽芳而蔭喬木、風霜水雪、刻露清秀、四時之景、無不可愛。又幸其民樂其歲物之豐成而喜與予遊也。因爲本其山川、道其風俗之美、使民知所以安此豐年之樂者、幸生無事之時也。夫宣上恩德以與民共樂、刺史之事也。遂書以名其亭焉。慶曆丙戌六月日、右正言知制誥知滁州軍州事歐陽脩記。

脩の此に來たるや、其の地の僻にして事の簡なるを樂しみ、又た其の俗の安閑たるを愛す。既に斯泉を山谷の間に得、乃ち日び滁人と與に仰ぎて山を望み、俯きて泉を聴く。幽芳を掇みて喬木を蔭にし、風霜水雪、刻露清秀、四時の景、愛すべからざる無し。又 幸ひに其の民は其の歲物の豐成を樂しみて予と與に遊ぶを喜ぶなり。因りて爲に其の山川に本づき、其の風俗の美を道ひ、民をして此の豐年の樂に安んずる所以は、幸ひに無事の時に生まるるなるを知らしむるなり。夫れ上の恩徳を宣べて以て民と樂を共にするは、刺史の事なり。遂に書して以て其の亭に名づく。慶曆丙戌六月日、右正言知制誥知滁州軍州事歐陽脩記。

ここでは「醉翁亭記」よりもさらに踏み込んで、豊かな実りを樂しんで太守とともに遊ぶことを喜ぶ人民に対して、太守がこの文章を制作す

る意図が明確に示されている。それは、当地の地理環境に基づきつつ、その風俗の素晴らしさに言及し、この豊年の樂しみに安んじていられるのは、幸いに平和な時代に生れたからだということを人民に気づかせることであり、この行為は、皇帝の恩沢や徳をあまねく知らしめるもの他にならないとされている。つまるところ、人民と樂しみを共にすることは、決して個人的な樂しみを追求するものではなく、あくまでも太守の公的な職務上の責任として行われるものなのである。

歐陽脩がいずれの記においても太守としての公的な立場を強調しているのは、これらの記がその遊樂を記念するものとして広く公開されることを予想して書かれたものであることと深く関わるものだろうが、ここで示されているような、太守と人民との間で共有される遊樂という発想は、歐陽脩以外にも、北宋仁宗期から神宗期にかけて地方長官の立場にあった人物の手になる記や詩のなかにいくつも表現されている。

例えば、仁宗嘉祐年間（一〇五六—一〇六三）に知明州（現浙江省寧波市）であった錢公輔（一〇二二—一〇七二）は、「衆樂」と名付けた亭を設け、これに「衆樂亭二首」并序（元袁桷等撰『延祐四明志』卷二十 宋元方志叢刊 第六冊 中華書局 一九九〇年）を寄せている。錢公輔は『宋史』卷三百二十一の傳によると、字君倚、常州武進（現江蘇省常州市）の人で、若年期に胡瑗（九九三—一〇五九）に従学し、進士及第の後、通判越州・知明州等を経て、神宗期には知鄧州、知諫院となったが、もとは親しかった王安石と対立して知江寧府に転出し、その後、知揚州に移っており、このような経歴からは、旧法系の官僚の一人であったことがわかる。この錢公輔は、「衆樂亭詩」序でこの亭での遊樂について次のように記している。

衆樂亭居南湖之中、南湖又居城之中、望之眞方丈、瀛州焉。以其近

而易至、四時勝賞得以與民共之。民之遊者、環觀無窮、而終日不厭。『孟子』曰、「獨樂與衆樂、孰樂。不若與衆。」衆樂之名於是乎書、既又爲詩以記眞景之萬一云。

衆樂亭は南湖の中に居し、南湖は又 城の中に居し、之を望めば眞に方丈、瀛州焉たり。其の近くして至ること易きを以て、四時の勝賞 以て民と之を共にするを得。民の遊ぶ者、環觀して窮まる無くして、終日 厭かず。『孟子』に曰く、「獨り樂すると衆と與に樂すると、孰れか樂しからん。衆と與にするに若かず」と。衆樂の名 是に於いて書し、既に又 詩を爲りて以て眞景の萬に一つを記して云ふ。

ここで、この亭においては、四季ごとの素晴らしい鑑賞を人民とともに行うことができ、遊樂する人民は周囲から取り巻いて見えて一日中飽きることはないと述べていることには、先に挙げた歐陽脩の「醉翁亭記」の表現との類似を指摘することができるだろう。二首の詩の本文は、次のとおりである。

誰把江湖付此翁	誰そ江湖を把りて此の翁に付す
江湖更在廣城中	江湖 更に廣城の中に在り
葦成世界三千景	葦きて成す 世界 三千の景
占得鵬天九萬風	占むるを得たり 鵬天 九萬の風
宴豆四時誼畫鼓	宴豆 四時 畫鼓を誼しくし
游人兩岸跨長虹	游人 兩岸より 長虹を跨ぐ
他年若數東南勝	他年 若し東南の勝を數ふれば
須作蓬邱第一宮	須らく 蓬邱 第一宮と作すべし

（其一）

勢壓平湖四面佳 勢ひは平湖を壓して四面佳く

好風明月是生涯 好風 明月 是れ生涯

鯨鯢背上浮三島 鯨鯢の背上に三島を浮かべ

菡萏香中放兩衙 菡萏の香中に兩衙を放つ

屏列已疑雲母淨 屏 列なりて 已に雲母の淨きかと疑ひ

簾垂不待水精奢 簾 垂れて 水精の奢るを待たず

此心會笑元丞相 此の心 會ず元丞相を笑はん

終日樓臺爲一家 終日 樓臺 一家を爲す (其二)

詩の本文では土地の人民との遊樂の共有については強調されておらず、歐陽脩の表現との類似を強いて求めるならば、其一初句の「此翁」を挙げることができるくらいだろう。むしろ、この作品のなかで注目したいのは、先に挙げた序で、このような遊樂のあり方の典拠として『孟子』の記述が示されていることである。該当する箇所は、『孟子』梁惠王篇下の孟子と齊の宣王との次の対話である。

曰、「獨樂樂、與人樂樂、孰樂」。曰、「不若與人。」曰、「與少樂樂、與衆樂樂、孰樂。」曰、「不若與衆。」

曰く、「獨り樂して樂しむと、人と與に樂して樂しむと、孰れか樂しからん」と。曰く、「人と與にするには若かず」と。曰く、「少なきと與に樂して樂しむと、衆きと與に樂して樂しむと、孰れか樂しからん」と。曰く、「衆きと與にするに若かず」と。

ここで孟子が宣王に勧めているのは、多くの人々とともに「樂」（音楽）を「樂」しむことであり、錢公輔「衆樂亭」詩の序では、この「樂」という文字を音楽に限定されない閑居の樂しみ一般を指す「樂」の意に解して用いていると思われる。なお、『孟子』梁惠王篇下の孟子と宣王の対話では、続く部分でも、「今王與百姓同樂、則王矣。」（今 王 百姓と樂を同じくすれば、則ち王たらん。）、また「樂民之樂者、民亦樂其

樂。憂民之憂者、民亦憂其憂。樂以天下、憂以天下、然而不王者、未之有也。」（民の樂を樂しむ者は、民も亦、其の樂を樂しみ、民の憂ひを憂ふる者は、民も亦、其の憂ひを憂ふ。樂しむに天下を以てし、憂ふるに天下を以てす。然して王たらざる者は、未だ之有らざるなり。）と、君主が人民と「樂」（樂しみ）を共有することを勧める表現が重ねられている。

知明州としての立場に立った錢公輔の「衆樂」という名付けが、このような典拠、ひいては発想を踏まえたものであることは明らかだが、さらに同じ『孟子』の梁惠王篇上には、類似的表現である「偕樂」の典拠となる箇所を見ることができる。

孟子見梁惠王。王立於沼上、顧鴻鴈麋鹿曰、「賢者亦樂此乎。」孟子對曰、「賢者而後樂此。不賢者雖有此不樂也。」詩云、「經始靈臺、經之營之。庶民攻之、不日成之。經始勿亟、庶民子來。王在靈囿、麋鹿攸伏。麋鹿濯濯、白鳥鶴鶴。王在靈沼、於物魚躍。」文王以民力爲臺爲沼、而民歡樂之、謂其臺曰靈臺、謂其沼曰靈沼、樂其有麋鹿魚鼈。古之人與民偕樂、故能樂也。『湯誓』曰、「時日害喪、予及女皆亡。」民欲與之皆亡、雖有臺池鳥獸、豈能獨樂哉。」

孟子 梁惠王に見ゆ。王 沼上に立ち、鴻鴈麋鹿を顧みて曰く、「賢者も亦、此を樂しむか」と。孟子 對へて曰く、「賢者にして後これを樂しむ。賢ならざる者は有つと雖も樂しまざるなり。『詩』に云く、『靈臺を經り始る、之を經り之を營む。庶民、之を攻め、日ならずして之を成す。經り始めて亟すこと勿きに、庶民、子のごとく來たる。王 靈囿に在り、麋鹿 攸に伏す。麋鹿は濯濯として、白鳥は鶴鶴たり。王 靈沼に在り、於に物ちて魚も躍る』と。文王民の力を以て臺を爲り沼を爲り、而して民は之を歡樂し、其の臺を

謂ひて靈臺と曰ひ、其の沼を謂ひて靈沼と曰ひ、其の麋鹿魚鼈有るを樂しむ。古の人は民と偕に樂しむ、故に能く樂しむなり。『湯誓』に曰く、「時の日 害か喪びん、予 女と皆に亡びん」と。民之と皆亡びんと欲すれば、臺池鳥獸有りと雖も、豈に能く獨り樂しまんや」と。

ここでの孟子は、周の文王が人民から慕われて宮殿を造営したことを詠じた『詩』大雅「靈臺」を引用し、「賢者而後樂此。」（賢者であって始めて樂しむことができる。）と述べ、また、「古之人與民偕樂、故能樂也。」（古の人は人民とともに樂しんだので、樂しむことができたのだ。）とも述べているが、ここで言う「偕樂」と「衆樂」とは、かなり類似したものと考えてよいだろう。先に見た知滁州期の歐陽脩の「醉翁亭記」「豊樂亭記」の描く任地の人民と樂しみを共にする地方長官の姿は、「衆樂」「偕樂」という語をそのまま用いてはいないが、これらの発想を踏まえたものと考えることができよう。

歐陽脩の「醉翁亭記」と「豊樂亭記」はいずれも慶曆六年に制作されたものだが、この年、西夏を攻撃した軍民を知涇州期に公金を用いて慰勞した罪を問われて左遷されて知岳州（現湖南省岳陽県）に在任していた滕宗諒（九九一—一〇四七）に寄せて、慶曆の新政の挫折により中央を離れて知鄧州（現河南省鄧県）に在任していた范仲淹（九八九—一〇五二）が、「岳陽樓記」（范文正公集卷七 四部叢刊本）を制作している。

次にこの記の後半部分を挙げてみよう。

登斯樓也、則有心曠神怡、寵辱偕忘、把酒臨風、其喜洋洋者矣。嗟夫。予嘗求古仁人之心、或異二者之爲、何哉。不以物喜、不以己悲。居廟堂之高、則憂其民、處江湖之遠、則憂其君。是進亦憂、退亦憂、然則何時而樂耶。其必曰、「先天下之憂而憂、後天下之樂而樂乎。」

噫。微斯人吾誰與歸。時六年九月十五日。

斯の樓に登るや、則ち 心曠く神怡ぶ有り、寵辱 偕 忘れ、酒を把りて風に臨み、其れ洋洋たるを喜ぶ者なり。嗟夫。予 嘗て古の仁人の心を求むるに、或ひは二者の爲すことに異なれり、何ぞや。物を以て喜ばず、己を以て悲しまず。廟堂の高きに居れば、則ち其の民を憂ひ、江湖の遠きに處れば、則ち其の君を憂ふ。是れ進みて亦 憂ひ、退きて亦 憂ふ、然れば則ち何れの時にして樂しむや。其れ必ず曰く、「天下の憂ひに先んじて憂ひ、天下の樂に後れて樂しまん」と。噫。斯の人を微として吾 誰と與にか歸せん。時六年

九月十五日。

所謂「先憂後樂」の語の典拠として知られる「先天下之憂而憂、後天下之樂而樂乎。」（天下の憂ひに先んじて憂ひ、天下の樂に後れて樂しまん。）は、直接に「衆樂」「偕樂」を踏まえるものと言ふことはできないが、これもやはり左遷された地方官の公人としての「樂」のあり方を検討するものである点では共通している。繰り返し現れるこれら互いに類似した表現からは、慶曆の新政が潰えた後、「朋黨」として批判を受け地方に左遷されていた人々のなかで、公人としての自負にふさわしい樂のあり方、特に人民との共有というテーマが意識され、検討されている様子をとらえることができるだろう。

二 変奏① 韓琦の「衆春」と「康樂」

「衆樂」あるいは「偕樂」と類似する名を持つ庭園は、この後、所謂「朋黨」に近い人々によっていくつかが営まれている。范仲淹とともに慶曆の改革の中心人物のひとりであった韓琦（一〇〇八—一〇七五）は、

慶曆五年（一〇四五）三月に知揚州（現江蘇省揚州市）となった後、地方官を続け、慶曆八年（一〇四八）四月には知定州（現遼寧省丹東市）となり、皇祐三年（一〇五一）八月まで在任した。韓琦はこの地に「衆春園」という庭園を整備し、その「定州衆春園記」（李之亮氏・徐正英氏箋注 安陽集編年箋注卷二十一 巴蜀書社 二〇〇〇年）で、地方官による庭園等の整備について次のように記している。

天下郡縣、無遠邇小大、位署之外、必有園池臺榭觀游之所、以通四時之樂。前人勤而興之、後輒廢焉者、蓋私于其心、惟己之利者之所爲也。

天下の郡縣、遠邇小大無く、位署の外に、必ず園池臺榭觀游の所有り、以て四時の樂に通ず。前に人勤めて之を興こし、後に輒ち廢るるは、蓋し其の心に私し、己の利を惟ふ者の所爲ならん。

世の中の地方官の官署には必ず、四季を通じて眺めを楽しんで遊ぶ庭園や建物があるが、それらのなかで前任者が整備した後すぐに荒廢するものは、それが私的な利益を考えたものであったからだ、と韓琦は言う。さらにその後、次のようにも述べている。

公于其心而達衆之情者則不然。夫官之修職、農之服田、工之治器、商之通貨、蚤暮汲汲、以憂其業、皆所以奉助公上而養其室家。當良辰嘉節、豈無一日之適以休其心乎。孔子曰、「百日之蠟、一日之澤。」子貢且猶不知、况私而自利者哉。

其の心に公にして衆の情に達する者なれば則ち然らず。夫れ官の職を修め、農の田に服し、工の器を治め、商の貨に通じ、蚤暮汲汲として、以て其の業を憂へるは、皆奉りて公上を助けて其の室家を養ふ所以なり。良辰嘉節に當りて、豈に一日の適の以て其の心を休ましむる無からんや。孔子曰く、「百日の蠟、一日の澤」と。子貢

すら且つ猶ほ知らず、況んや私して自ら利する者をや。

ここで韓琦は、先に挙げた部分で批判していた私的な利益のみを求めると対比される、心が公に開かれ人民のありように通じている者の場合の、遊樂のあり方について述べ、天子を助け家族を養うために明け暮れ汲々としてその生業に心を悩ませている四民が、良辰佳節の一日を快適に過ごしてその心を休ませるのは、『禮記』雜記下の孔子と子貢との對話の、「百日之蜡、一日之澤」と同様のことだとしている。ここで言及されている『禮記』雜記下の該當箇所は、

子貢觀於蜡。孔子曰、「賜也樂乎。」對曰、「一國之人皆若狂、賜未知其樂也。」子曰、「百日之蜡、一日之澤。非爾所知也。」

子貢 蜡を觀る。孔子曰く、「賜や樂しめるか」と。對へて曰く、「一國の人 皆 狂へるが若し、賜は未だ其の樂を知らざるなり」と。子曰く、「百日の蜡、一日の澤なり。爾の知る所に非ざるなり」と。

であり、「子曰く、」以下の部分に付された鄭玄注の、「大飲蒸勞、農以休息之。言民皆勤稼穡、有百日之勞、喻久也。今一日使之飲酒燕樂、是君之恩澤、非女所知、言其義大。」（大ひに飲み蒸く勞はり、農は以て之に休息す。民 皆 稼穡に勤めて、百日の勞有るを言ひ、久しきに喩ゆるなり。今 一日 之をして飲酒燕樂せしむるは、是れ君の恩澤にして、女の知る所に非ずとは、其の義の大なるを言ふ。）によるならば、孔子は、人民の長きにわたる農作業の苦勞をねぎらうために一日だけ盛大な宴を開くのは、君主の恩恵であるから、子貢が関知できるものではない、と言っていることになる。

この『禮記』の記述に関わって、韓琦は、孔子の高弟である子貢でもその樂しみを理解できなかったのだから、自分の利益を求める人が理解

できないのは言うまでもないとしているが、ここでも公人としての立場を意識し人民に心を配ることを地方官の遊樂のあるべき姿と考えており、その点では前章で見た「衆樂」と変わりないだろう。

さらにこの「定州衆春園記」の後半部分では、李昭亮が最初に造成した後は廢れてしまっていたこの庭園を、自分の着任以降再び整備した次第を説明し、末尾には次のように記している。

總而名之曰「衆春園」。庶乎良辰佳節、太守得與吏民同一日之適、游覽其間、以通乎聖時無事之樂、此其意也。後之人視園之廢興、其知爲政者之用心焉。皇祐三年正月□日記。

總じて之に名づけて「衆春園」と曰ふ。庶はくは 良辰佳節に、太守 吏民と與に一日の適を同じくするを得、其の間に游覽し、以て聖時の無事の樂に通せんことを、此れ其の意なり。後の人 園の廢興を視て、其れ爲政者の用心を知らん。皇祐三年正月□日記。

「衆春園」という名付けについて、韓琦は、時宜を得た時候やよい節句に、太守が官吏や人民とともに一日の楽しみを共有することを得て、ここに遊覽し、それによって聖人皇帝の治め給う時代の平穩無事の樂しみに通じるよう願うことによるものだと記しているが、このような記述は、言うまでもなく先に言及された『禮記』雜記下の對話を意識したものである。先にも述べたように、この記に表現された、地方長官が吏民と共有する遊樂は、既に見た「衆樂」と同じ発想によるものと考えることができ、さらに經書の典拠として『禮記』雜記下の孔子と子貢との對話を加えて取り上げることにより、平穩で豊かさをもたらした皇帝の恩恵をたたえるという意味合いがより強調されていると思われる。

さらに韓琦はこの後、知相州（現河南省安陽市）であった至和三年（一〇五六）に、これらと類似の名を持つ「康樂園」を整備しており、

これについて「相州新修園池記」（安陽集箋注卷二十一 同）を制作している。その記すところによれば、かつては軍事上の要地であった相州では、宋朝による統一後、不用になった武器が放置されたままになっており、また州の役所と北の牙城の間にある後園は東西に細長くひどく狭苦しく、牙城の北にある官の畑の中では、「抱螺」という名の廢臺がいばらに覆われていたという。韓琦は着任後、これらの整備に着手したのである。次に挙げるのは、その整備の次第を記した部分である。

予之來、雖以病不堪事、然猶不敢偷安自放而忘治之所急。于是辟牙城而北之、三分蔬圃之地。其一居新城之南、西爲甲仗庫、凡五十六間、由是兵械百萬計、始區而別焉。以庫東之餘地通于後園、由是園之南北始與東西均焉。又于其東前直太守之居建大堂曰「畫錦」、堂之東南建射亭曰「求己」、堂之西北建小亭曰「廣春」。其二居新城之北、爲園曰「康樂」。直廢臺鑿門通之、治臺起屋曰「休逸」、得魏冰井廢臺鐵梁四爲之柱。臺北鑿大池、引洹水而灌之、有蓮有魚。南北二園、皆植名花・雜果・松柏・楊柳所宜之木凡數千株。

予の來たるや、病を以て事に堪へずと雖も、然るに猶ほ敢へて安きを偷みて自ら放ち而して治の急ぐ所を忘れず。是に于いて牙城を辟きて之を北し、蔬圃の地を三分す。其の一は新城の南に居し、西は甲仗庫を爲り、凡そ五十六間、是に由りて兵械百萬計、始めて區して別つ。庫東の餘地を以て後園に通じ、是に由りて園の南北は始めて東西と均し。又 其の東前に太守の居に直して大堂を建て「畫錦」と曰ひ、堂の東南に射亭を建て「求己」と曰ひ、堂之西北に小亭を建て「廣春」と曰ふ。其の二は新城の北に居し、園を爲りて「康樂」と曰ふ。廢臺に直して門を鑿ちて之を通し、臺を治めて屋を起こして「休逸」と曰ひ、魏の冰井廢臺の鐵梁四を得て之の柱と爲す。臺

北に大池を鑿ち、涇水を引きて之を灌し、蓮有り魚有り。南北二園、皆 名花・雜果・松柏・楊柳の宜しき所の木 凡そ數千株を植う。

韓琦の行った造成は二つに分けられており、「其一」は、牙城を北に拡張し、畑を三分して武器庫を建て、官舎裏の庭園を拡張整備して「畫錦堂」と礼の規定による射を行う「求己亭」、また「廣春亭」を設けるものである。このうち特に「畫錦堂」については、この記の後半で、

「觀吾堂者、知太守仗旄節來故郷、得古人衣錦畫游之美、而不知我竊志榮幸之過、朝夕自視、思有以報吾君也。」（吾が堂を觀る者は、太守の旄節を仗して故郷に來たり、古人の錦を衣て畫に遊ぶの美を得るを知るも、我の竊かに榮幸の過ぎたるを志し、朝夕に自ら視、以て吾君に報ゆることと有らんと思ふを知らず。）記しており、故郷である相州南陽への赴任に当たって、韓琦が皇帝への感謝を示したものであることがわかる。つまりこれらは、儒教の儀礼や、韓琦自身の皇帝への心情を反映した、知識人・官僚としての彼の属性を反映したものと考えることができる。

次に「其二」は、牙城の北側に「康樂園」を整備するものだが、官舎裏の庭園と「康樂園」とは違つた役割を持っていたらしく、さらに続く部分で、韓琦はこの「康樂園」での遊樂について次のように述べている。

既成而遇寒食節、州之士女、無老幼皆摩肩躡武來游吾園。或遇樂而留、或擇勝而飲、歎賞歌呼、至徘徊忘歸。而知天子聖仁、致時之康、太守能宣布上恩、使我屬有此一時之樂、則吾名園之意、爲不誣矣。

既に成りて寒食節に遇ひ、州の士女、老幼無く皆な摩肩躡武して來たりて吾が園に遊ぶ。或ひは樂に遇ひて留まり、或ひは勝を擇びて飲み、歎賞歌呼し、徘徊して歸るを忘るるに至る。而して天子の聖仁にして、時の康きを致し、太守の能く上恩を宣布し、吾が屬をして此の一時の樂有らしむるを知られ、則ち我の園に名づくるの意は、

誣ならずと爲す。

「康樂園」は、その名称から予想されるように、これまでに見た錢公輔の「衆樂園」また韓琦自身の「衆春園」と同じく、特定の時節に人民に庭園を公開することによって天下の太平をもたらした皇帝の恩恵を感じさせるといふ、公共性や公開性をより強く意識したものであり、この定州での韓琦は、自分の休息あるいは修養のための場所と、人民と共有する樂のための場所とを区別して整備していると考えられることができる。

ここまで見てきたように、慶曆の新政の破綻から至和年間（一〇五四—一〇五六）くらいまでの間、所謂「朋黨」として批判を受け地方に左遷されていた人々が制作した官舎庭園や遊樂を記念する文章では、公人の樂のあり方、特に人民との共有というテーマが繰り返され、それらにおいてはこのテーマが『孟子』や『禮記』といった経書を踏まえた正統なものであることを強調していた。それらの表現には彼等の士大夫という社会的存在としての自負の強さ、あるいは何らかの政治的な含意を見ることができよう。また、多くの人に読まれることを意識したこのような遊樂の記述は、その表現が定型の中にとどまってしまう傾向を持ち、樂しげに描かれてはいてもどこか面白みに欠けた平板なものにならざるを得ない。地方官の遊樂の記述に彼ら個々のより自由な発想が表現されるのは、次の嘉祐年間まで待たなければならない。

三 変奏② 孫覺の「衆樂」

仁宗嘉祐年間（一〇五六—一〇六三）になつても、地方官の人民との樂の共有をうたう記は制作され続けている。例として、范仲淹・歐陽脩・韓琦らのグループに近い人物のひとりである劉敞（一〇一九—一〇六八）

の「東平樂郊池亭記」（公是集卷三十六・全宋文卷千二百九十四）を挙げてみよう。張尚英氏編『劉敞年譜』（吳洪澤氏・尹波氏主編 宋人年譜叢刊四 四川大學出版社 二〇〇三年）の考証によれば、劉敞が知鄆州（現山東省東平県）に任命されたのは嘉祐三年（一〇五八）四月であり、六月に着任したが、十一月には罪に問われて開封に召還され、取調べを受けた後、宗正司修玉牒官となっている。このような状況に照らせば、この文章は嘉祐三年の六月から十一月の間に書かれたと考えてよいだろう。次に示すのはその冒頭部分である。

古者、諸侯雖甚陋、必有苑囿車馬鐘鼓之好、池臺鳥獸魚鼈之樂、然後乃能爲國、非以娛意、崇不急也。以合士大夫、交賓客賢者、而同吏民也。「蟋蟀」「山樞」「車鄰」「駟驥」「有駜」之詩是已。

古者、諸侯 甚だ陋なると雖も、必ず苑囿車馬鐘鼓の好、池臺鳥獸魚鼈の樂有り、然る後に乃ち能く國を爲すは、意を娛しますを以てするに非ず、崇びて急がざるなり。以て士大夫に合し、賓客賢者に交はり、而して吏民と同じくするなり。「蟋蟀」「山樞」「車鄰」「駟驥」「有駜」の詩は是れのみ。

ここでは「衆樂」「偕樂」等の語は用いられていないが、いにしえの諸侯が必ず楽しんだとされている「池臺鳥獸魚鼈之樂」は、既に見た、「偕樂」の典拠である『孟子』梁惠王上で、文王が人民とともに整備し楽しんだ場について記していた、「謂其臺曰靈臺、謂其沼曰靈沼、樂其有樂鹿魚鼈。」を踏まえているだろう。ここではさらに同様の「吏民と同じくする」樂を記したものと考えられる『詩』の五篇を指摘しており、このような樂の正統性を強調して説明するものとなっている。

このような表現も依然として存在しているのだが、この嘉祐年間には、歐陽脩らよりもひと世代後の人々の間の「衆樂」をめぐる思考に新たな

展開が発生している。それを特徴的に示しているのは、嘉祐三年（一〇五八）六月に太平縣（現安徽省）令の孫覺（一〇二八—一〇九〇）が記した、「衆樂亭記」（嘉慶太平縣志卷九・全宋文卷千五百八十五）である。孫覺は、北宋中期に活動した数多くの文人たちのなかでは、あまり広く知られる人物ではないが、『宋史』卷三百四十四ならびに『東都事略』卷九十二、また清・荊泮林編『宋孫莘老先生年譜』（曹精華氏校點本 宋人年譜叢刊四）によると、字は莘老、高郵（現江蘇省高郵縣）の人であり、若年期に胡瑗に師事し、仁宗皇祐元年（一〇四九）に進士及第の後、神宗期に右正言、知通州を経て、熙寧二年（一〇六九）に知諫院・審官院となったが、もとは親しかった王安石の掲げた新法の政策に異議を唱えて知廣徳軍に転出した。その後、湖・廬・潤・蘇・福・亳・揚・徐の諸州及び應天府の知事等を歴任、哲宗期に旧法が復活すると侍講を兼職し、御史中丞に至った。このような経歴が示しているように、孫覺もまた旧法系の官僚の一人である。

次にその「衆樂亭記」の冒頭部分を挙げてみよう。

物之可樂多矣、惟其性之所嗜。至山溪之勝絶、水石之清涼、則未有不樂之者。夫無情然後可以待有情、無情之至、則有情者皆爲之役。

山水之樂、不幾於無情者與。

物の樂しむべきもの多し、惟だ其の性の嗜む所なるのみ。山溪の勝絶、水石の清涼に至りては、則ち未だ之を樂しまざる者有らず。夫れ無情にして然る後に以て有情を待つべく、無情の至れば、則ち有情の者は皆な之の爲に役せらる。山水の樂は、無情の者に幾からざるか。

樂しむことのできる物が多いが、これはその本性が好ましいものなのだ。山あいの溪谷の甚だ素晴らしい景觀、水と石のすがすがしさに至っ

ては、これを樂しまない者はいない。そもそも心の働きの持たないものであるからこそ心の働きの持つもの（人間）を必要とするのであり、その心の働きの持たないものがその極致に達すれば、心の働きの持つものはみなそれに使役されるのだ。山水の樂しみは、このような心の働きの持たないものに近くはないだろうか。

この「衆樂亭記」は、これまでに見たものと内容がかなり異なり、人間による山水の美景の鑑賞について考察している。さらにこの記の後半では、次のようにも述べている。

夫惟至樂、無假於外。彼皆未能無憂於中、故假於外而後樂也。蓋君子出處、不累於心、而憂樂兩忘矣。然則君子無憂樂已乎。君子樂與衆樂、憂與衆憂、而身不與也。

夫れ惟だ至樂は、外に假る無きのみ。彼は皆 未だ中に憂ひ無きこと能はず、故に外に假りて後に樂しむなり。蓋し君子は出處して、心に於いて累はず、而して憂樂は兩つながら忘る。然れば則ち君子は憂樂無きのみか。君子は衆と與に樂しむを樂しみ、衆と與に憂ふを憂ふ、而るに身は與らざるなり。

そもそも至上の樂というものは、外物に仮託することがない。みな心中に憂いが無い状態にはなれないからこそ、外物に仮託して初めて樂めるのである。思うに君子は出處進退を心にかけることがないので、憂いと樂しみのいずれをも忘れてしまうのだ。そうであれば君子には憂いも樂しみもないのだろうか。君子は多くの人々とともに樂しむことを樂しみ、多くの人々とともに憂えることを憂えるが、その憂樂に自分自身は関与しない。

これまでに見た諸々の「衆樂」に関する記がそうであったように、ここでも「君子樂與衆樂、憂與衆憂」という表現は、『孟子』梁惠王下の

一連の記述、取り立てて言えばその中の「樂民之樂者、民亦樂其樂。憂民之憂者、民亦憂其憂。」（民の樂を樂しむ者は、民も亦 其の樂を樂し、民の憂ひを憂ふる者は、民も亦 其の憂ひを憂ふ。樂しむに天下を以てし、憂ふるに天下を以てす。）を意識しているだろう。しかしここでの「君子」は、「而身不與也。」（而るに身は與らざるなり。）とされ、その心は人民と共有される樂の中にはない。すでに見たように、韓琦の記において、知識人たる自己の樂と人民に公開し共有する樂とを區別する態度が現れていたが、ここでの孫覺の樂は彼の個人的なものとなり、内面化されている。彼の樂しむ至上の樂は外物に仮託することがなく、憂いと樂しみはいずれも忘れられている。

この部分に続く記の末尾は、次のようである。

余令太平之年、得縣之東山溪之會處以作亭焉、而至者樂之、因名之曰衆樂、又列其所以樂者、爲之記以自覽。嘉祐三年六月、守縣令孫覺記。

余 太平に令たるの年、縣の東山溪の會處を得て以て亭を焉に作り、而して至る者は之を樂しむ、因りて之に名づけて衆樂と曰ひ、又た其の樂しむ所以の者を列ね、之の爲に記して以て自ら覽る。嘉祐三年六月、守縣令孫覺記。

孫覺が任地の景勝地に造営した亭に「衆樂」と名付けたのは、これまでに見てきたように、政治的なグループのなかで彼と身近であった人々の例に倣ったものだと思うが、何度もくり返されていた儒教の倫理を反映する「樂の人民との共有」という理念について彼はもう言及しない。ここで求められているのは、長官という立場にいるひとりの人物の内面の安定である。

孫覺のこの記と類似した思考を展開しているものとして、嘉祐六年

(一〇六二)に曾鞏(一〇一九—一〇八三)が制作した「清心亭記」(南豊先生元豊類藁卷十八 四部叢刊本)を挙げることができる。これは、この年に徐州蕭縣(現安徽省蕭縣)令となった尚書虞部員外郎の梅氏の依頼により、その役所の東亭を改作した清心亭に寄せたものであり、そこには、地方官の閑居と修養について次のように記している。

夫人之所以神明其徳、與天地同其變化^{マヤ}、夫豈遠哉。生於心而已矣。若夫極天下之知、以窮天下之理、於夫性之在我者、能盡之、命之在彼者、能安之、則萬物自外至者、安能累我哉。此君子之所以虛其心也。萬物不能累我矣。而應乎萬物、與民同其吉凶者、亦未嘗廢也。於是^レ有法誠之設、邪僻之防、此君子之所以齊其心也。虛其心者、極乎精微、所以入神也。齊其心者、由乎中庸、所以致用也。然則君子之欲脩其身治其國家天下者、可知矣。

夫れ人の其の徳を神明にし、天地と其の變化^{マヤ}を同じくする所以は、夫れ豈に遠からんや。心に於いて生ずるのみ。若し夫れ天下の知を極め、以て天下の理を窮め、夫の性の我に在る者に於いて、能く之を盡くし、命の彼にある者は、能く之に安んずれば、則ち萬物の外より至る者は、安んぞ能く我を累はさんや。此れ君子の其の心を虚しくする所以なり。萬物は我を累はす能はず。而るに萬物に應じ、民と與に其の吉凶を同じくする者は、亦未だ嘗て廢せざるなり。是に於いて法誠の設、邪僻の防有り、此れ君子の其の心を^シ齊む所以なり。其の心を虚しくするは、精微を極め、神に入る所以なり。其の心を齊むは、中庸に由り、用を致す所以なり。然れば則ち君子の其の身を脩め其の國家天下を治めんと欲するは、知るべし。

君子が、天下の理と知とを極め、自分に内在する性を尽くし、天命に安んじることによって、その心を虚しくすれば、外物に煩わされない境

地に至る。地方官にとっては、万物に対応して人民と吉凶を共にすることは避けることのできないものであり、そこで修養により心を虚しくすることが求められる。ここでは君子の修養を、国家を治めるといふ目的のための手段として位置づけている。「與民同其吉凶」という表現には、地方長官と人民の關係に対する意識を見ることができ、もはや「樂」の字は用いられず、ましてや為政者がこれを人民と共有することの必要性についての言及は見られない。

嘉祐年間の孫覺や曾鞏の記に展開されるこのような思考は、地方長官の閑居における外物に煩わされることのない精神的修養を重視する点で、蘇軾(一〇三六—一一〇一)が鳳翔府簽書判官事であった嘉祐八年(一〇六三)に、知鳳翔府の陳希亮(一〇〇〇—一〇六五)が整備した臺に寄せた「凌虚臺記」(東坡集卷三十一 古典研究會叢書 漢籍之部 第十六卷 汲古書院 一九九一年)以降、熙寧から元豊年間にかけての時期に、いくつもの記のなかで繰り返し強調する発想に近く、その先駆けとなるものと考えられることができるだろう。なかでも、蘇軾が通判杭州であった熙寧五年(一〇七二)に、当時、知湖州に在任していた孫覺が州内の漢以降の金石碑刻を収集した墨妙亭に寄せた「墨妙亭記」(同)では、

或以謂余、凡有物必歸於盡、而特形以爲固者、尤不可長、雖金石之堅、俄而變壞。至於功名文章、其傳世垂後、猶爲差久。

或^{あると}以て余に謂へらく、凡そ物有れば必ず盡くるに歸し、形を恃みて以て固しと爲す者は、尤も長かるべからず、金石の堅きと雖も、俄にして變壞す。功名文章に至りては、其の世に傳はり後に垂るること、猶ほ差久^やしと爲す。

と、「余」に対する「或^{あると}」の言葉^{あはれ}を記す形で物の有限性に関して論じて

いる。「或」が直接孫覺を指すとは言い切れないが、ここには蘇軾と孫覺の実際の対話の内容がいくらか反映されている可能性もあるだろう。すでに考察したように、この時期の蘇軾の一連の記では、閑居における外物に煩わされることのない精神的修養がくり返し希求されるが、それらの表現は、本章で見えてきたような、地方官の求める閑居の理想が、人民と共有する「衆樂」から次第により個人的な、精神的な充足へとその重心を移動させていく動きを受け、さらにそれを蘇軾の個人的な志向に合わせて変化させたものと考えられることができる。

四 変奏③ 司馬光の「獨樂」

最後に、「衆樂」の変奏のもうひとつの現れとして、司馬光（一〇一九—一〇八六）の「獨樂」についても考えておきたい。哲宗熙寧四年（二〇七二）四月に、端明殿學士・判西京留守御史臺に任命されて洛陽に赴いた司馬光は、同六年（二〇七三）に、提舉西京嵩山崇福宮となり、形の上では一旦、引退者となった。この年司馬光は洛陽に獨樂園と名付けた庭園を整備し、これに自ら「獨樂園記」（増廣司馬温公全集卷九十九 汲古書院 一九九三年）を寄せている。次にその冒頭部分を挙げてみよう。

『孟子』曰、「獨樂樂、不如與人樂樂。與少樂樂、不如與衆樂樂。」此王公大人之樂、非貧賤所及也。孔子曰、「飯蔬飲水、曲肱而枕之、樂亦在其中矣。」「顔子一簞食一瓢飲、不改其樂。」此聖賢之樂、非愚者所及也。若鷓鴣巢林、不過一枝、偃鼠飲河、不過滿腹、各盡其分而安之。此乃迂叟之所樂也。

『孟子』曰く、「獨り樂して樂しむは、人と與に樂して樂しむに如

云

かず。少なきと與に樂して樂しむは、衆きと與に樂して樂しむに如かず」と。此れ 王公大人の樂にして、貧賤の及ぶ所に非ざるなり。孔子曰く、「蔬食を飯ひ水を飲み、肱を曲げて之を枕にするも、樂は亦 其の中に在り。」「顔子は一簞食一瓢飲にして、其の樂を改めず」と。此れ聖賢の樂にして、愚者の及ぶ所に在らざるなり。鷓鴣は林に巢つくるに、一枝を過ぐさず、偃鼠は河に飲むに、滿腹を過ぐさざるが若く、各おの其の分を盡くして之に安んず。此れ乃ち迂叟の樂しむ所なり。

一読して明らかなように、冒頭に引かれているのは、本稿で「衆樂」の典拠として度々取り上げてきた、『孟子』梁惠王篇下の次の部分をづめたものである。

曰、「獨樂樂、與人樂樂、孰樂」。曰、「不若與人。」曰、「與少樂樂、與衆樂樂、孰樂。」曰、「不若與衆。」

曰く、「獨り樂して樂しむと、人と與に樂して樂しむと、孰れか樂しからん」と。曰く、「人と與にするには若かず」と。曰く、「少なきと與に樂して樂しむと、衆きと與に樂して樂しむと、孰れか樂しからん」と。曰く、「衆きと與にするに若かず」と。

この「獨樂園記」においても、「樂」はやはり「音楽」ではなく「たのしみ」の意に用いられているが、このような引用は、司馬光の「獨樂」が、やはり『孟子』梁惠王下を典拠とし、かつこれ以前に彼の近しい人々によって書かれてきた「衆樂」に関する多くの文章を意識した上で、持ち出されたものであることをうかがわせるだろう。もはや現役官僚ではなく退職者となった司馬光には、任地の官舎に附属する庭園ではなく、それとは対照的な自己の退休の地の自分が個人的に所有する庭園であるからこそ、「衆樂」と対比される「獨樂」をその名に選ぶことが可能で

あったのだろう。

引用した部分で司馬光は、「樂」を三つに分類している。一つ目は、この『孟子』梁惠王篇下を典拠とした、多くの人々と共有される「衆樂」であり、これは貧者には真似ることのできない「王公大人之樂」とされている。二つ目は、『論語』述而篇の「子曰、飯蔬食飲水、曲肱而枕之、樂亦在其中矣。」を典拠とする「貧しく簡素な生活の楽しみ」、ならびに雍也篇の「子曰、賢哉回也。一簞食一瓢飲、在陋巷、人不堪其憂、回不改其樂。」を典拠とする「顔回の貧しく簡素な生活の楽しみ」であり、これは愚か者にはまねのできない「聖賢之樂」であるとされている。兩者より劣る三つ目の「樂」は、一枝しか使わない菓を造る鷓鴣や、自らの腹を満たす分だけ河の水を飲む偃鼠といった動物の生態に喩えられる、自らの分を充足させてそれに安んじる、いわば「足るを知る楽しみ」であり、これが「迂叟」（世情にうとい老人。司馬光の号。）たる自己の樂しむ「獨樂」とされている。つまり「獨樂」は、「衆樂」と対比されるものであっても、それと対等なものではなく、それよりも劣るものとして、ごく控えめに提示されているのである。

この点に関わって、この記の末尾ではまた次のようにも述べている。
 或咎迂叟曰、「吾聞君子所樂、必與人共之。今吾子獨取足於己、不
 以及人。其可乎。」迂叟謝曰、「叟愚何得比君子。自樂恐不足、安能
 及人。况叟之所樂者、薄陋鄙野、皆世之所弃也。雖推以與人、且不
 取、豈得強之乎。必也有人肯同此樂、則再拜而獻之矣。安敢專之哉。」
 或ひと迂叟を咎めて曰く、「吾 君子の樂しむ所は、必ず人と之を
 共にすと聞けり。今 吾子は獨り己に足るを取るのみにして、以て
 人に及ぼさず。其れ可なるか」と。迂叟謝して曰く、「叟は愚にし
 て何ぞ君子に比さるるを得ん。自ら樂しみて足らざるを恐れ、安ん

ぞ能く人に及ぼさん。況んや叟の樂しむ所の者は、薄陋鄙野にして、皆 世の弃つる所なり。推して以て人に與ふると雖も、且し取らざれば、豈に之に強ひるを得んや。必ずや人の肯じて此の樂を同じくする有れば、則ち再拜して之を獻せん。安んぞ敢へて之を専らにせんや」と。

ここでは駄目押しするように、樂の共有という理念に照らして「獨樂」に検討が加えられる。「迂叟」は、この樂は、君子ならざる愚かなる我が、世人の捨てて顧ることのないつまらぬものを樂しむものだと言いがら、それでももしも共有したい人があれば「再拜して之を獻」げようと言っているが、これは知識人のあるべき樂としての「衆樂」の持つ規範性を、司馬光が依然として強く意識していることを示すものであろう。熙寧十年（一〇七七）に知徐州に着任したばかりの蘇軾は、この「獨樂園記」を読んだ後、次の「司馬君實獨樂園」詩（清 馮應榴輯訂 蘇文忠公詩合註卷十五 中文出版社 一九七九年）を制作し、司馬光に寄せている。

青山在屋上	青山	屋上に在り
流水在屋下	流水	屋下に在り
中有五畝園	中	五畝園 有り
花竹秀而野	花竹	秀にして野なり
花香襲杖屨	花香	杖屨を襲い
竹色侵盞罍	竹色	盞罍を侵す
樽酒樂餘春	樽酒	餘春を樂しみ
棋局消長夏	棋局	長夏を消す
洛陽古多士	洛陽	古へより士多し
風俗猶爾雅	風俗	猶 雅に爾し

先生臥不出 先生 臥して出でず

冠蓋傾洛社 冠蓋 洛社に傾く

雖云與衆樂 衆と與に樂しむと云ふと雖も

中有獨樂者 中に 獨り樂しむ者有り

才全徳不形 才は全くして徳は形われず

所貴知我寡 貴ぶ所は 我を知るものの寡きことなり

ここには、蘇軾の目から見た、閑居を楽しむ司馬光の姿が描かれている。青い山々と流れる水に囲まれて花や竹がみごとに生え揃った五畝の庭園に、「先生」は引きこもっている。正しい伝統を伝える洛陽は昔から多くの人物を輩出し、当地に在る顕貴の人々は先生の仲間（洛陽で司馬光らが結成した洛陽耆英会等を指す。）に入ろうとする。このような状況を踏まえて次に示されるのが、例の「衆と與に樂しむ」という理念であり、蘇軾は司馬光の「獨樂」をこれと対比されるものとして把握し、これを完全な才能と徳とを内に秘め、自分を知られないようにするものと批判している。なお、この「雖云與衆樂」の句については、小川環樹氏注『蘇軾』上（中國詩人選集二集 第五卷 岩波書店 一九六二年）百四頁の注で、「このころ錢公輔という人が『衆樂亭』をたてた。」と指摘して、「獨樂」が「衆樂」と対を成す概念として想起されたものであることを示されており、さらにこの注の指摘は、小川環樹氏・山本和義氏『蘇東坡詩集』第四冊（筑摩書房 一九九〇年）二百七十四頁（巻十五「司馬君実の独楽園」）「雖云一句」注にも引き継がれ、ここでは、「與衆樂」が『孟子』梁惠王下篇に基づくものであることにも言及されている。本稿でこれまで見てきたように、司馬光の「獨樂」は、この錢公輔のものを含み、様々な人物の「衆樂」めぐる一連の思潮のなかに在り、その思考が次第に自由に展開されるようになっていく状況を反映し

て現出したものと考えることができよう。

詩の後半部分では、蘇軾はこのような司馬光の態度を批判している。

先生獨何事 先生 獨り何をか事とせん

四海望陶冶 四海 陶冶を望む

兒童誦君實 兒童も 君實を誦し

走卒知司馬 走卒も 司馬を知る

持此欲安歸 此を持って安くにか歸せんと欲する

造物不我捨 造物 我を捨てず

名聲逐吾輩 名聲 吾輩を逐む

此病天所緒 此の病 天の緒する所なり

撫掌笑先生 掌を撫して 先生を笑わん

年來效瘖啞 年來 瘖啞に效えるを

天下の人々によく知られ、指導者として期待される存在である「先生」が、「獨」りで何をしようというのか、と蘇軾は言い、さらに、こんな人物を造物主は放ってはおかないし、名声の方から追いかけてくるのは天が罰として与えた病気のようなものだ、天は「先生」がものの言えない人のふりをしているのを、手をうって大笑いしているだろうと、彼らしいユーモアを交えてやんわりと非難している。この頃の蘇軾は、王安石を中心とした改革派勢力の伸張のもとで、通判杭州、知密州、知徐州と地方勤務を続けており、対立勢力である蘇軾らに対する監視の目は次第に厳しさを増していた。この詩に記された引退者として個人的な閑居を楽しむ態度に対する批判には、そのような状況下にある蘇軾の、政治や社会に向かって働きかけない司馬光に対する苛立ちを読み取ることができよう。

慶曆の新政の失敗による関係者の左遷のなかで強調された地方官の理

想の遊樂としての「衆樂」は、為政者としての自負や理想と強く結びついていたものであったが、その後彼等の流れを汲む保守派の官僚たちによって継承されていくなかで次第に変容し、より自由度の高い、個人的な、精神的なものの希求へと変化していったと考えることができる。

【注】

- (一) 拙稿『「醉翁」之樂—歐陽修の文学における吏隠—』(三重大学人文学部文化学科研究紀要「人文論叢」第十六号 一九九九年)・同「蘇軾の吏隠—密州知事時代を中心に—」(京都大学中国文学會『中国文学報』第四十八冊 一九九四年)・同「蘇軾『黄州雪堂記』について」(興膳教授退官記念中国文学論集 汲古書院 二〇〇〇年)。